

## 当座勘定規定

### 1. 当座勘定への受入

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、配当金額収証その他の証券で直ちに取立てできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

### 2. 証券類の受入れ

- (1) 証券類を受入れた場合には、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 証券類を受入れた店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、証券類を受入れた店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

### 3. 本人振込み

- (1) 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消し通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

### 4. 第三者振込み

- (1) 第三者が口座開設店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入が証券類によるときは、第2条と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取扱います。

### 5. 受入れ証券類の不渡り

- (1) 第3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、第4条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

### 6. 手形、小切手の金額の取扱い

手形、小切手を受入または支払う場合には、復記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

## 7. 手形、小切手の支払いの範囲

- (1) 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- (2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。

## 8. 手形、小切手用紙

- (1) 当行を支払人とする小切手または口座開設店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。
- (2) 口座開設店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。
- (4) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。

## 9. 支払の範囲

- (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。
- (2) 呈示された手形・小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入または振込された資金により支払います。なお、万一、15時以降に入金した資金を支払いに充当したとしても当行は責任を負わないものとします。
- (3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

## 10. 支払の選択

同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

## 11. 過振り

- (1) 第9条の第1項にかかわらず、当行の裁量により支払資金を超えて手形、小切手等の支払をした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその資金不足金を支払ってください。
- (2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年14%（年365日の日割計算）とし、当行所定の方法によって計算します。
- (3) 第1項により当行が支払いをした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- (4) 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当行は諸預りその他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- (5) 第1項による不足金がある場合には、本人からの当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

## 12. 手数料の引落し

- (1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落とすことができるものとします。
- (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。

## 13. 支払保証に代わる取扱

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額

を当座勘定から引落とします。

#### 1 4. 印鑑等の届出

- (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑（または署名鑑）は、当行所定の用紙を用い、あらかじめ口座開設店に届出てください。
- (2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑（または署名鑑）を前項と同様に届出てください。

#### 1 5. 届出事項の変更

- (1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当行に届出てください。
- (2) 前項の届出の前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延達しまたは到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 1 6. 印鑑照合等

- (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱ましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱ましたうえは、その用紙につき、模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

#### 1 7. 振出日、受取人記載もれの手形、小切手

- (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合にも、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡をすることなく支払うことができるものとします。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 1 8. 線引小切手の取扱い

- (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏書に届出印の押捺（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
- (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

#### 1 9. 自己取引手形等の取扱い

- (1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払いをすることができます。

(2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 20. 利息

当座預金には利息をつけません。

## 21. 残高の報告

当座預金の受払または残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

## 22. 譲渡、質入れの禁止

この預金は、譲渡または質入することはできません。

## 23. 反社会的勢力との取引拒絶

この当座預金は、第25条第3項第1号から第3号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第25条第3項第1号から第3号のいずれか一つにでも該当する場合には、当行はこの当座預金の開設をお断りするものとします。

## 24. 取引の制限

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 3年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 第1項から第3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

## 25. 解約等

- (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) 次の第1号から第8号のいずれか一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合。
  - ② この預金の預金者が第22条に違反した場合。
  - ③ 当行が法令による本人確認等を行うにあたり確認した事項および第24条第1項もしくは第2項に定める顧客情報等に関する各種確認や提出された資料について、偽りがあることが明らかになった場合。

- ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
  - ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
  - ⑥ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において預金者等の所在が明らかでなくなったとき。
  - ⑦ 第24条第1項から第3項までに定める取引の制限等が1年以上にわたって解消されない場合。
  - ⑧ 第1号から第7号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合。
- (3) 第2項のほか、次の第1号から第3号のいずれか一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、この解約によって預金者等に生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
  - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という）に該当すること、または次のAからEのいずれか一つにでも該当することが判明した場合。
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
  - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のAからEのいずれか一つにでも該当する行為をした場合。
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
    - E. その他AからDに準ずる行為
- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間、預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 第2項から第4項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、口座開設店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (6) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (7) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合は到達のいかんにかかわらず、その通知を発信したときに解約されたものとします。

## 26. 取引終了後の処理

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出しされた約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当行はその支払義務を負いません。
- (2) 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに口座開設店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

## 27. 手形交換所規則による取扱い

- (1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- (3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 28. 規定の変更

- (1) この規定は法令の変更、社会情勢、金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認める場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2) 第1項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

## 29. 個人信用情報センターへの登録

個人の取引において、第1項から第3項の事由がいずれか一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間（ただし、下記3項の事由のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

- (1) 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 手形交換所の不渡報告に記載されたとき。

## 30. 休眠預金等活用法等に関する規定

### (1) 休眠預金等活用法にかかる異動事由

当行は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等にかかる資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取扱います。

- ①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる引出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払にかかるものを除きます。）
- ②手形または小切手の呈示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
- ③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本号において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）

A. 公告の対象となる預金であるかの該当性

B. 預金者が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

### (2) 休眠預金等活用法にかかる最終異動日等

- ①この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日を

いうものとします。

A. 第1項に掲げる異動が最後にあった日

B. 将来における預金にかかる債権の行使が期待される日として第2号で定めるものについては、預金にかかる債権の行使が期待される日として次号において定める日

C. 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限り、

D. この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

②第1号のB.において、将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次のA.から

D.に掲げる事由のみをいうものとし、預金にかかる債権の行使が期待される日とは、次のA.からD.に掲げる事由に応じ、当該のA.からD.に定める日とします。

A. 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日もしくは異動があつた場合は取引日。)

B. 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日

C. この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含む)の対象となつたこと 当該手続きが終了した日

D. 法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替(投資信託取引または勤労者財産形成預金にかかるものを除きます。)その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り、)当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

### (3) 休眠預金等代替金に関するお取り扱い

①この預金について長期間お取引が無い場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金にかかる債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金代替金債権を有することになります。

②前号の場合、預金者等は、当行を通してこの預金にかかる休眠預金代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金代替金債権の支払を受けることができます。

③預金者等は、第1号の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、預金者は、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

A. この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であつて法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払にかかるものを除きます。)が生じたこと

B. この預金について、手形または小切手の呈示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、)

C. この預金にかかる休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと

D. この預金にかかる休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

④当行は、次のA.からC.に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者に代わって前号による休眠預金代替金の支払を請求することを約します。

A. 当行がこの預金にかかる休眠預金代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

B. この預金について、前号B.に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じること

を目的として預金保険機構に対して休眠預金代替金の支払を請求すること

C. 前号にもとづく取扱を行う場合には、預金者が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

(4) 通知

この預金について、第2項に掲げる最終異動等日から9年以上経過した場合、届出住所宛てにご連絡させていただきます。

\*お届けのご住所が変わられました場合、必ず当行へ届出てください。

以上





## 小切手用法

1. この小切手用紙は、口座開設店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うこととなりますからご承知おきください。
3. 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名、押印に際しては、口座開設店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。
4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。  
(2) 金額をアラビア数字（算用数字：1, 2, 3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには米印、黒星などの終止符を印字してください。  
なお、文字による復記はしないで下さい。  
(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以上の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を押印してください。
6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。
7. 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりただちに届出てください。
8. 小切手用紙は、当行所定の受領証に記名押印（お届け印）のうえ請求してください。
9. 自署だけによるお取引の場合は、記名押印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

以上